

法律等**身体障害者福祉法**

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため福祉の増進を図ることを目的とし、本人の自立への努力・機会の確保とともに、国や市、国民の責務を定めています。身体障害者福祉法による各種の援護（18歳未満の人は、児童福祉法の対象となります。）等を受けやすくするために、身体障害者手帳を交付しています。

知的障害者福祉法

知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要な保護を行い、国や市をはじめ、国民の理解と協力を得て、福祉の増進を図るように定めています。知的障がい者（児）の一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために、療育手帳を交付しています。（法に定めてはおりませんが、国の通知（要綱）により各自治体が独自に要綱等を定めて実施しています。）

児童福祉法

すべての児童は、適切に養育されること、生活を保障されること等の権利を有しており、すべての国民は、児童の最善の利益が優先され健やかに育成されるよう努めるとともに、国や市が、児童の保護者とともに児童の育成にあたる責務を定めています。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

心の病をもつ人の医療及び保護を行い、社会復帰の促進や自立、社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うことを目的とし、心の病をもつ人の福祉の増進や国民の心の健康の向上を図るように定めています。一定の精神障がいの状態であることを証し、各種の支援を受けやすくするために精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

発達障害者支援法

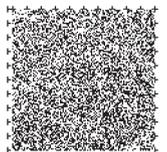
自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などを「発達障がい」と総称して、発達障がい者の自立及び社会参加に資するよう、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援を行うことを国や市及び国民の責務として定めています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障がい者や障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことを定めています。

介護給付や訓練等給付等の障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具費の支給や地域生活支援事業はこの法律によって実施されます。

なお、本法律により、障がい者の範囲に難病等も含まれることになりました。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に 生きるまちづくり条例（福岡市障がい者差別解消条例）

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。福岡市では、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（福岡市障がい者差別解消条例）を制定しており、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めています。

障害者の雇用の促進等に関する法律

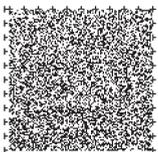
障害者の雇用の促進等に関する法律においては、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、

- ①障がい者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じ、その職業生活における自立を図る職業リハビリテーションの推進
- ②障がい者の雇用に法的義務等とした障害者雇用率制度の運営
- ③障がい者の雇用に経済的側面から支える障害者雇用納付金制度の運営等を中心とする施策を講じることとされています。

介護保険法（制度）

40歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、利用料（所得などに応じて1割、2割または3割負担）を支払い、介護サービスや介護予防サービスが利用できる制度です。65歳以上の方は介護や支援が必要となった原因を問わず、認定の対象となりますが、40歳以上65歳未満の方は、加齢が原因とされる病気（特定疾病）による場合に認定の対象となります。

原則として、介護保険適用の対象となる人は、障がい福祉施策より介護保険制度が優先となります。ただし、介護保険適用の対象となる人であっても、障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援など）や各種の社会参加促進事業など介護保険の給付にないサービスについては、障がい福祉施策を利用することができます。



福岡市福祉のまちづくり条例

[内 容] この条例は、市民・事業者・市それぞれの責務を明らかにし、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会を実現することを目的とするものです。

条例施行規則では、多くの人々が利用する建築物、交通機関の施設、道路、公園などのまちを構成する様々な施設が、高齢者や障がいのある人をはじめ、だれもが利用しやすいものとなるよう、構造や設備について整備すべき基準などを定めています。

[窓 口] 福祉局地域福祉課 TEL(733)5344 FAX(733)5914

福岡市保健福祉総合計画

[内 容] 福岡市保健福祉総合計画は、福岡市福祉のまちづくり条例第10条に定める「福祉のまちづくりに関する基本となる計画」であり、福岡市における保健・医療・福祉など様々な分野の各計画を横断的につなぐ基本理念と、取り組む施策の方向性を明らかにする保健福祉行政のマスタープランです。

また、本計画は、高齢者や障がいのある人など、誰もが地域で安心して生活していくための指針となる計画であり、本市の保健福祉施策の方向性を総合的に示す計画となっています。

[窓 口] 福祉局政策推進課 TEL(711)4812 FAX(733)5587

福岡市バリアフリー基本計画

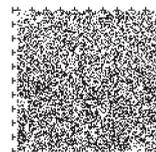
[内 容] 「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」という基本理念によるまちづくりを引き続き推進していくための取組みの方向性等を明らかにして、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を計画的に推進していきます。

[窓 口] 福祉局地域福祉課 TEL(733)5344 FAX(733)5914

福岡市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

[内 容] 福岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国が定める基本指針に即して、本市において必要な障がい福祉サービス等が計画的に提供されるように、障がい福祉サービス等に関する数値目標や各年度の見込量を定めています。

[窓 口] 福祉局障がい企画課 TEL(711)4248 FAX(711)4818

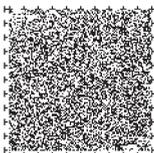


身体障害者障害程度等級表 (太実線より上は第1種を、下は第2種を表わす。)

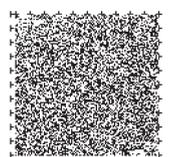
級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				① 両上肢の機能を全廃したものの ② 両上肢を手関節以上で欠くもの	① 両下肢の機能を全廃したものの ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	① 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ② 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			① 両上肢の機能の著しい障害 ② 両上肢のすべての指を欠くもの ③ 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④ 一上肢の機能を全廃したものの	① 両下肢の機能の著しい障害 ② 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	① 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの ③ 一上肢の機能の著しい障害 ④ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの ② 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③ 一下肢の機能を全廃したものの
4級	① 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) ② 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③ 両眼開放視認点数が70点以下のもの	① 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) ② 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	① 両上肢のおや指を欠くもの ② 両上肢のおや指の機能を全廃したものの ③ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの ④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの ⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの ⑧ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	① 両下肢のすべての指を欠くもの ② 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの ③ 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④ 一下肢の機能の著しい障害 ⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの ⑥ 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	① 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ② 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③ 両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの ⑤ 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		① 両上肢のおや指の機能の著しい障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③ 一上肢のおや指を欠くもの ④ 一上肢のおや指の機能を全廃したものの ⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	① 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ② 一下肢の足関節の機能を全廃したものの ③ 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			① 一上肢のおや指の機能の著しい障害 ② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ② 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					① 一上肢の機能の軽度の障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤ 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ② 一下肢の機能の軽度の障害 ③ 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④ 一下肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの ⑥ 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

備考

- ① 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- ② 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- ③ 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級により上位の等級とすることができる。
- ④ 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ⑤ 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。
- ⑥ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- ⑦ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

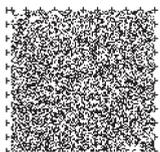


肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
級別	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	① 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							



令和6年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(369疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	関節リウマチ	127	コフィン・シリス症候群
2	アイザックス症候群	65	完全大血管転位症	128	コフィン・ローリー症候群
3	IgA腎症	66	眼皮膚白皮症	129	混合性結合組織病
4	IgG4関連疾患	67	偽性副甲状腺機能低下症	130	鰓耳腎症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	ギャロウェイ・モト症候群	131	再生不良性貧血
6	アジソン病	69	急性壊死性脳症 ○	132	サイトメガロウィルス角膜炎 ○
7	アッシャー症候群	70	急性網膜壊死 ○	133	再発性多発軟骨炎
8	アトピー性脊髄炎	71	球脊髄性筋萎縮症	134	左心低形成症候群
9	アペール症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	135	サルコイドーシス
10	アミロイドーシス	73	強直性脊椎炎	136	三尖弁閉鎖症
11	アラジール症候群	74	巨細胞性動脈炎	137	三頭筋素欠損症
12	アルポート症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	138	CFC症候群
13	アレキサンダー病	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	139	シェーグレン症候群
14	アンジェルマン症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	140	色素性乾皮症
15	アントレー・ビクスラー症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	141	自己食空胞性ミオパチー
16	イソ吉草酸血症	79	筋萎縮性側索硬化症	142	自己免疫性肝炎
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋型糖原病	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋ジストロフィー	144	自己免疫性溶血性貧血
19	1p36欠失症候群	82	クッシング病	145	四肢形成不全 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クリオピリン関連周期熱症候群	146	システロール血症
21	遺伝性ジストニア	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	147	シトリン欠損症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クルーゼン症候群	148	紫斑病性腎炎
23	遺伝性膀胱炎	86	グルコーストランスporter 1欠損症	149	脂肪萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルタル酸血症1型	150	若年性特発性関節炎
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症2型	151	若年性肺気腫
26	ウィリアムズ症候群	89	クロウ・深瀬症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
27	ウィルソン病	90	クローン病	153	重症筋無力症
28	ウエスト症候群	91	クローンカイト・カナダ症候群	154	修正大血管転位症
29	ウェルナー症候群	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	155	ジュベール症候群関連疾患
30	ウォルフラム症候群	93	結節性硬化症	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
31	ウルリッヒ病	94	結節性多発動脈炎	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
32	HTRA1関連脳小血管病 △	95	血栓性血小板減少性紫斑病	158	神経細胞移動異常症
33	HTLV-1関連脊髄症	96	限局性皮質異形成	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
34	ATR-X症候群	97	原発性局所多汗症 ○	160	神経線維腫症
35	ADH分泌異常症	98	原発性硬化性胆管炎	161	神経有棘赤血球症
36	エーラス・ダンロス症候群	99	原発性高脂血症	162	進行性核上性麻痺
37	エプスタイン症候群	100	原発性側索硬化症	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
38	エプスタイン病	101	原発性胆汁性胆管炎	164	進行性骨化性線維異形成症
39	エマヌエル症候群	102	原発性免疫不全症候群	165	進行性多巣性白質脳症
40	MECP2重複症候群 ●	103	顕微鏡的大腸炎 ○	166	進行性白質脳症
41	遠位型ミオパチー	104	顕微鏡的多発血管炎	167	進行性ミオクロームステんかん
42	円錐角膜 ○	105	高IgD症候群	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
43	黄色靂帯骨化症	106	好酸球性消化管疾患	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
44	黄斑ジストロフィー	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	170	スタージ・ウェーバー症候群
45	大田原症候群	108	好酸球性副鼻腔炎	171	ステイヴンス・ジョンソン症候群
46	オクシピタル・ホーン症候群	109	抗糸球体基底膜腎炎	172	スミス・マギニス症候群
47	オスラー病	110	後縦靂帯骨化症	173	スモン ○
48	カーニー複合	111	甲状腺ホルモン不応症	174	脆弱X症候群
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	112	拘束型心筋症	175	脆弱X症候群関連疾患
50	潰瘍性大腸炎	113	高チロシン血症1型	176	成人発症スチル病 △
51	下垂体前葉機能低下症	114	高チロシン血症2型	177	成長ホルモン分泌亢進症
52	家族性地中海熱	115	高チロシン血症3型	178	脊髄空洞症
53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	116	後天性赤芽球癆	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
54	家族性良性慢性天疱瘡	117	広範脊柱管狭窄症	180	脊髄髄膜瘤
55	カナバン病	118	膠様滴状角膜ジストロフィー	181	脊髄性筋萎縮症
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	119	抗リン脂質抗体症候群	182	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
57	歌舞伎症候群	120	コケイン症候群	183	前眼部形成異常
58	カトーストリン・トリプトファンフェーザ欠損	121	コステロ症候群	184	全身性エリテマトーデス
59	カルニチン回路異常症	122	骨形成不全症	185	全身性強皮症
60	加齢黄斑変性 ○	123	骨髄異形成症候群 ○	186	先天異常症候群
61	肝型糖尿病	124	骨髄線維症 ○	187	先天性横隔膜ヘルニア
62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	188	先天性核上性球麻痺
63	環状20番染色体症候群	126	5p欠失症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症



● 新たに対象となる疾病 (3 疾病)

△ 表記が変更された疾病 (5 疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

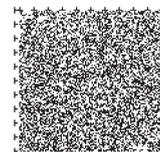
※ 旧対象疾病番号159 (神経フェリチン症) は対象疾病番号264 (脳内鉄沈着神経変性症) に統合

(注) 疾病名の表記が変更になる可能性がある

番号	疾病名
190	先天性魚鱗癬
191	先天性筋無力症候群
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症
194	先天性腎性尿崩症
195	先天性赤血球形成異常性貧血
196	先天性僧帽弁狭窄症
197	先天性大脳白質形成不全症
198	先天性肺静脈狭窄症
199	先天性風疹症候群 ○
200	先天性副腎低形成症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症
202	先天性ミオパチー
203	先天性無痛無汗症
204	先天性葉酸吸収不全
205	前頭側頭葉変性症
206	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。) ●
207	早期ミオクロニー脳症
208	総動脈幹遺残症
209	総排泄腔遺残
210	総排泄腔外反症
211	ソトス症候群
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
214	大脳皮質基底核変性症
215	大理石骨病
216	ダウン症候群 ○
217	高安動脈炎
218	多系統萎縮症
219	タナトフォリック骨異形成症
220	多発血管炎性肉芽腫症
221	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎
222	多発性軟骨性外骨腫症 ○
223	多発性嚢胞腎
224	多脾症候群
225	タンジール病
226	単心室症
227	弾性線維性仮性黄色腫
228	短腸症候群 ○
229	胆道閉鎖症
230	遅発性内リンパ水腫
231	チャージ症候群
232	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
233	中毒性表皮壊死症
234	腸管神経節細胞減少症
235	TRPV4 異常症 ●
236	TSH分泌亢進症
237	TNF受容体関連周期性症候群
238	低ホスファターゼ症
239	天疱瘡
240	特発性拡張型心筋症
241	特発性間質性肺炎
242	特発性基底核石灰化症
243	特発性血小板減少性紫斑病
244	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
245	特発性後天性全身性無汗症
246	特発性大腿骨頭壊死症
247	特発性多中心性キャッスルマン病
248	特発性門脈圧亢進症
249	特発性両側性感音難聴
250	突発性難聴 ○
251	ドラベ症候群
252	中條・西村症候群

番号	疾病名
253	那須・ハコラ病
254	軟骨無形成症
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
256	22q11.2欠失症候群
257	乳幼児肝巨大血管腫
258	尿素サイクル異常症
259	ヌーナン症候群
260	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症
261	ネフロン癆
262	脳クレアチン欠乏症候群
263	脳腫黄色腫症
264	脳内鉄沈着神経変性症 (※) △
265	脳表ヘモジレリン沈着症
266	膿疱性乾癬
267	嚢胞性線維症
268	パーキンソン病
269	バージャー病
270	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
272	肺動脈性肺高血圧症
273	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
274	肺胞低換気症候群
275	バッド・キアリ症候群
276	ハンチントン病
277	汎発性特発性骨増殖症 ○
278	P C D H 19 関連症候群
279	非ケトosis型高グリシン血症
280	肥厚性皮膚骨膜炎
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
283	肥大型心筋症
284	左肺動脈右肺動脈起始症
285	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
286	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
288	非典型型溶血性尿毒症症候群
289	非特異性多発性小腸潰瘍症
290	皮膚筋炎 / 多発性筋炎
291	びまん性汎細気管支炎 ○
292	肥満低換気症候群 ○
293	表皮水疱症
294	ヒルシュブルング病 (全結腸型又は小腸型)
295	VATER症候群
296	ファイファー症候群
297	ファロー四徴症
298	ファンconi貧血
299	封入体筋炎
300	フェニルケトン尿症
301	フォンタン術後症候群 ○
302	複合カルボキシラーゼ欠損症
303	副甲状腺機能低下症
304	副腎白質ジストロフィー
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
306	プラウ症候群
307	プラダー・ウィリ症候群
308	プリオン病
309	プロピオン酸血症
310	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
311	閉塞性細気管支炎
312	β-ケトチオラーゼ欠損症
313	ベーチェット病
314	ベスレムミオパチー
315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○

番号	疾病名
316	ヘモクロマトーシス ○
317	ペリー病 △
318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
319	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
320	片側巨脳症
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
324	ホモシスチン尿症
325	ポリフィリン症
326	マリネスコ・シェーグレン症候群
327	マルファン症候群 / ロイス・ディーツ症候群 △
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー
329	慢性血栓性肺高血圧症
330	慢性再発性多発性骨髄炎
331	慢性膀胱炎 ○
332	慢性特異性偽性腸閉塞症
333	ミオクロニー欠伸てんかん
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
335	ミトコンドリア病
336	無虹彩症
337	無脾症候群
338	無βリポタンパク血症
339	メープルシロップ尿症
340	メチルグルタコン酸尿症
341	メチルマロン酸血症
342	メビウス症候群
343	メンケス病
344	網膜色素変性症
345	もやもや病
346	モワット・ウイルソン症候群
347	薬剤性過敏症候群 ○
348	ヤング・シンブソン症候群
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
351	4p欠失症候群
352	ライソゾーム病
353	ラスムッセン脳炎
354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
355	ランドウ・クレフナー症候群
356	リジン尿性蛋白不耐症
357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
358	両大血管右室起始症
359	リンパ管腫症 / ゴーハム病
360	リンパ脈管筋腫症
361	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
363	レーベル遺伝性視神経症
364	レチンコレステロールアルシトランスフェラーゼ欠損症
365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
366	レット症候群
367	レノックス・ガストー症候群
368	ロスモンド・トムソン症候群
369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

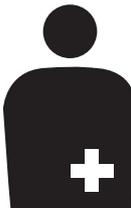


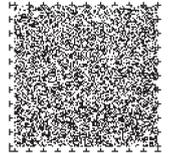
障害者に関するマークについて

(内閣府HP)

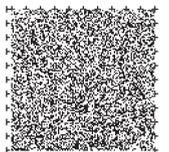
街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解と御協力をお願いします。

○順不同

名 称	概 要 等	連 絡 先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>
【身体障害者標識】 (身体障害者マーク) 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部 交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL:03-3581-0141(代)</p>
【聴覚障害者標識】 (聴覚障害者マーク) 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部 交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL:03-3581-0141(代)</p>
【盲人のための国際シンボルマーク】 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://ncwbj.or.jp/</p> <p>TEL:03-5291-7885</p>
【耳マーク】 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
【オストメイトマーク】 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人 交通エコロジー・ モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/index.html</p> <p>TEL:03-3221-6673 FAX:03-3221-6674</p>



名 称	概 要 等	
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	<p>連絡先</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</p>
<p>【ハート・プラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</p> <p>TEL:080-4824-9928</p>
<p>【障害者雇用支援マーク】</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくをお願いします。</p>	<p>公益財団法人 ソーシャルサービス協会 I Tセンター http://www.social.or.jp/itcenter/</p> <p>TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155</p>
<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm</p> <p>TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613</p>
<p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当</p> <p>TEL:03-5320-4147</p>



お知らせ



カード



缶バッジ

ハート・プラスマーク

身体内部に障がい等のある人は、外見からはわかりにくいため、公共交通機関で優先席を利用しづらい等、周囲の理解が得られにくく、お困りになっていることがあります。このため、内部障がい者や内臓疾患者を表す「ハート・プラスマーク」(特定非営利活動法人ハート・プラスの会製作)を活用した啓発が呼びかけられています。

福岡市でも地下鉄車内優先席にステッカーを貼ったり、西鉄電車やバス内では同マークを紹介するなど、内部障がい者等への配慮について皆様の理解と協力を求める取り組みをすすめています。

障がい者本人が携帯するためのカードや缶バッジを製作し、各区役所福祉・介護保険課及び健康課窓口等で、ご希望される内部障がいのある人へ配布しています。



おもて



うら

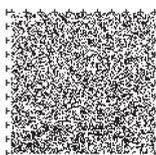
[問い合わせ先] 福祉局障がい者部障がい者支援課

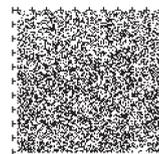
TEL(711)4985 FAX(711)4818

ヘルプカード

ヘルプカードは、障がい等のある人が困ったときに、周りにいる人に配慮をお願いしたり、手伝ってほしいことを伝えたりするためのカードです。特に、知的障がいや聴覚障がい、内部障がいなど、外見からはわかりにくい障がいや不自由のある人は、周囲からは困っていることがわかりにくく、また「どのような手助けが必要か」うまく伝えられないことが多いため、カードの裏面に「手伝ってほしいこと」を書くことで、周囲の手助けをスムーズに受けられやすくなります。

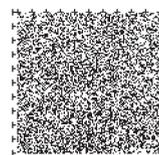
身体・知的・精神（発達）障がいのある人、妊娠中の人、認知症その他介助が必要な高齢者へ各区役所福祉・介護保険課及び健康課窓口等で、配布しています。



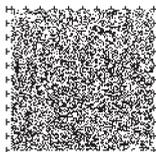


関係窓口

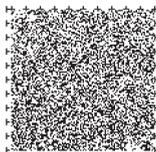
機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	
区障がい者 基幹相談 支援センター	東区第1	811-0201	福岡市東区三苫8-105-1 やまと更生センター内	607-3651	607-3652
	東区第2	813-0024	福岡市東区名子3-1-8	692-2744	692-2745
	東区第3	812-0054	福岡市東区馬出1-2-23 第1岡部ビル102	292-5604	292-5607
	博多区第1	812-0041	福岡市博多区吉塚3-18-1	409-2478	409-2479
	博多区第2	812-0894	福岡市博多区諸岡1-15-22	589-6292	589-6293
	中央区	810-0034	福岡市中央区笹丘2-24-35 スカイコートSEIWA 1F	738-3314	738-3340
	南区第1	815-0041	福岡市南区野間4-2-40-102	559-1929	559-1931
	南区第2	815-0033	福岡市南区大橋3-17-7 スクエア大橋1F	555-2461	555-2462
	南区第3	815-0075	福岡市南区長丘3-9-8	401-0016	401-0089
	城南区	814-0153	福岡市城南区樋井川4-1-11 りーど内	874-7907	874-7910
	早良区第1	814-0002	福岡市早良区西新7-15-9-1階	847-2764	847-2765
	早良区第2	811-1102	福岡市早良区東入部1-9-1 早良ひまわりハウス内	834-2006	834-2007
	西区第1	819-0002	福岡市西区姪の浜4-22-31 ヌメルスⅢ30号室	885-5060	885-5065
	西区第2	819-0169	福岡市西区今宿西1-25-17	806-5259	834-2063
福祉・介護 保険課	東	812-8653	東区箱崎2-54-1	645-1067	631-2191
	博多	812-8512	博多区博多駅前2-8-1	419-1079	441-1701
	中央	810-8622	中央区大名2-5-31	718-1100	715-5010
	南	815-8501	南区塩原3-25-3	559-5121	512-8811
	城南	814-0192	城南区鳥飼6-1-1	833-4102	822-0911
	早良	814-8501	早良区百道2-1-1	833-4353	831-5723
	西	819-8501	西区内浜1-4-1	895-7064	881-5874
子育て支援課	東	812-8653	東区箱崎2-54-27	645-1068	631-1511
	博多	812-8512	博多区博多駅前2-8-1	419-1080	402-2703
	中央	810-8622	中央区大名2-5-31	718-1101	771-4955
	南	815-8501	南区塩原3-25-1	559-5123	559-5149
	城南	814-0192	城南区鳥飼6-1-1	833-4103	822-2133
	早良	814-8501	早良区百道2-1-1	833-4354	831-5723
	西	819-8501	西区内浜1-4-1	895-7065	881-5874
健康課	東	812-0053	東区箱崎2-54-27	645-1079	651-3844
	博多	812-8512	博多区博多駅前2-8-1	419-1092	441-0057
	中央	810-0073	中央区舞鶴2-5-1	761-7339	734-1690
	南	815-8501	南区塩原3-25-3	559-5118	541-9914
	城南	814-0103	城南区鳥飼5-2-25	831-4209	822-5844
	早良	814-0006	早良区百道1-18-18	851-6015	822-5733
	西	819-8501	西区内浜1-4-7	895-7074	891-9894



21 資料編



機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
地 域 保 健 福 祉 課	東	812-8653 東区箱崎2-54-27	645-1086	631-2295
	博 多	812-8512 博多区博多駅前2-8-1	419-1098	402-1169
	中 央	810-0073 中央区舞鶴2-5-1	718-1109	734-1690
	南	815-8501 南区塩原3-25-3	559-5131	559-5135
	城 南	814-0192 城南区烏飼6-1-1	833-4111	822-2133
	早 良	814-8501 早良区百道2-1-1	833-4361	833-4349
	西	819-8501 西区内浜1-4-7	895-7077	891-9894
保 険 年 金 課	東	812-8653 東区箱崎2-54-1	645-1102	631-6463
	博多	812-8512 博多区博多駅前2-8-1	419-1118	441-0075
	中央	810-8622 中央区大名2-5-31	718-1124	725-2117
	南	815-8501 南区塩原3-25-1	559-5152	561-3444
	城南	814-0192 城南区烏飼6-1-1	833-4123	844-6790
	早良	814-8501 早良区百道2-1-1	833-4372	846-9921
	入部出張所	811-1102 早良区東入部2-14-8	804-2014	803-0924
	西	819-8501 西区内浜1-4-1	895-7090	883-6690
西部出張所	819-0367 西区西都2-1-1	806-9432	806-6811	
障がい者更生相談所	810-0072	中央区長浜1-2-8 (あいあいセンター5階)	713-8900	715-3587
精神保健福祉センター	810-0073	中央区舞鶴2-5-1 (あいれふ3階)	737-8825	737-8827
こども総合相談センター	810-0065	中央区地行浜2-1-28	833-3000	832-7830
こども発達支援課	810-8620	中央区天神1-8-1	711-4178	733-5718
発達教育センター	810-0065	中央区地行浜2-1-6	845-0015	845-0025
あいあいセンター (心身障がい福祉センター)	810-0072	中央区長浜1-2-8	721-1611(代)	712-5918
こども療育相談窓口	810-0072	中央区長浜1-2-8 (あいあいセンター6階)	737-8771	737-8772
東 部 療 育 セ ン タ ー	813-0025	東区青葉4-1-1	410-8234	691-3510
こども療育相談窓口	813-0025	東区青葉4-1-1 (東部療育センター1階)	410-8151	691-3510
西 部 療 育 セ ン タ ー	819-0005	西区内浜1-5-54	883-7161	883-7163
こども療育相談窓口	819-0005	西区内浜1-5-54 (西部療育センター4階)	883-7186	883-7163
ゆうゆうセンター (発達障がい者支援センター)	810-0073	中央区舞鶴1-4-13 (福岡市舞鶴庁舎4階)	753-7411	753-7412
さん・さんプラザ (障がい者スポーツセンター)	815-0031	南区清水1-17-15	511-1132	552-3447
点 字 図 書 館	814-0001	早良区百道浜3-7-1 (総合図書館1階)	852-0555	852-0556
ももち福祉プラザ	814-0001	早良区百道浜1-4-1	847-2761	847-2763



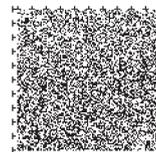
身…身体障がい者

知…知的障がい者

精…精神障がい者

難…難病等対象者

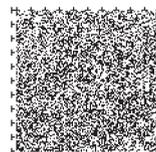
児…障がい児



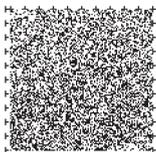
機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	
東障がい者フレンドホーム	813-0062	東区松島3-15-2	621-8840	621-8863	
博多障がい者フレンドホーム	812-0857	博多区西月隈5-6-1	586-1360	586-1397	
中央障がい者フレンドホーム	810-0073	中央区舞鶴1-4-13	753-6776	753-6777	
南障がい者フレンドホーム	815-0031	南区清水1-16-22	541-5858	541-5856	
城南障がい者フレンドホーム	814-0143	城南区南片江2-32-1	861-1180	861-1123	
早良障がい者フレンドホーム	814-0001	早良区百道浜1-4-1	847-2761	847-2763	
西障がい者フレンドホーム	819-0005	西区内浜1-5-54	883-7017	883-7037	
ふくふくプラザ(市民福祉プラザ)	810-0062	中央区荒戸3-3-39	731-2929(代)	731-2934	
介護実習普及センター	810-0062	中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ3階)	731-8100	731-5361	
住宅改造相談センター	810-0062	中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ3階)	731-3511	731-5361	
認知症介護相談	810-0062	中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ3階)	0120-851-641		
福岡市障がい者 スポーツ協会	810-0062	中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ3階)	781-0561	781-0565	
福岡市社会福祉協議会	810-0062	中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ4階)	751-1121	751-1509	
ボランティアセンター	810-0062	中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ2階)	713-0777	713-0778	
障がい者社会参加推進センター	810-0062	中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ4階)	732-6077	713-1393	
障がい者110番	810-0062	中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ4階)	738-0010	791-7687	
福岡県福祉情報センター	816-0804	春日市原町3-1-7 (クローバープラザ2階)	584-3330	584-3319	
福岡市立障がい者就労 支援センター	810-0073	中央区舞鶴1-4-13 (福岡市舞鶴庁舎4階)	711-0833	711-0834	
公共職業 安定所 (ハローワーク)	福岡中央	810-8609	中央区赤坂1-6-19	712-8609(代)	725-3465
	福岡西	819-8552	西区姪浜駅南3-8-10	881-8609(代)	883-5876
	福岡東	813-8609	東区千早6-1-1	672-8609(代)	681-1438
	福岡南	816-8577	春日市春日公園3-2	513-8609(代)	513-8606
福岡障害者職業センター	810-0042	中央区赤坂1-6-19 (ワークプラザ赤坂5階)	752-5801	752-5751	
福岡障害者職業能力開発校	808-0122	北九州市若松区大字蟹住1728-1	093-741-5431	093-741-1340	
高齢・障害・求職者 雇用支援機構福岡支部	810-0042	中央区赤坂1-10-17 (しんくみ赤坂ビル6階)	718-1310	718-1314	
福岡県聴覚障害者センター	816-0804	春日市原町3-1-7 (クローバープラザ3階)	582-2414	582-2419	
福岡市聴覚障がい者情報センター	810-0062	中央区荒戸3-3-9(市民福祉プラザ)	718-1724	718-1710	

資料編

21

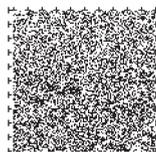


21 資料編



機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	
日本年金機構 年金事務所	東福岡	812-8657	東区馬出3-12-32	651-7967	641-4049
	博 多	812-8540	博多区博多駅前3-14-1	474-0012	474-7249
	南福岡	815-8558	南区塩原3-1-27	552-6112	541-7649
	中福岡	810-8668	中央区大手門2-8-25	751-1232	715-2449
	西福岡	819-8502	西区内浜1-3-7	883-9962	884-0149
保険年金課 (国民年金担当係)	東	812-8653	東区箱崎2-54-1	645-1104	631-6463
	博多	812-8512	博多区博多駅前2-8-1	419-1120	441-0075
	中央	810-8622	中央区大名2-5-31	718-1126	725-2117
	南	815-8501	南区塩原3-25-1	559-5155	561-3444
	城南	814-0192	城南区烏飼6-1-1	833-4125	844-6790
	早良	814-8501	早良区百道2-1-1	833-4323	846-9921
	入部出張所	811-1102	早良区東入部2-14-8	804-2014	803-0924
	西	819-8501	西区内浜1-4-1	895-7092	883-6690
課 税 課 市 民 税 係	西部出張所	819-0367	西区西都2-1-1	806-9433	806-6811
	東	812-8653	東区箱崎2-54-1	645-1026	632-4970
	博多	812-8512	博多区博多駅前2-8-1	419-1027	476-5188
	中央	810-8622	中央区大名2-5-31	718-1038	714-4231
	南	815-8501	南区塩原3-25-1	559-5041	511-3652
	城南	814-0192	城南区烏飼6-1-1	833-4032	841-2145
	早良	814-8501	早良区百道2-1-1	833-4320	841-2185
課 税 課 固 定 資 産 税 家 屋 係	西	819-8501	西区内浜1-4-1	895-7017	883-8565
	資産課税課軽自動車税係	812-8512	博多区博多駅前2-8-1	292-1604	292-4187
	東	812-8653	東区箱崎2-54-1	645-1033	632-4970
	博多	812-8512	博多区博多駅前2-8-1	419-1034	476-5188
	中央	810-8622	中央区大名2-5-31	718-1047	714-4231
	南	815-8501	南区塩原3-25-1	559-5053	511-3652
	城南	814-0192	城南区烏飼6-1-1	833-4038	841-2145
県 税 事 務 所	早良	814-8501	早良区百道2-1-1	833-4328	841-2185
	西福岡	810-8515	中央区赤坂1-8-8	735-6141(代)	715-4824
	福岡国税局電話相談センター				411-0124
福 岡 市 内 の 税 務 署	博 多	812-8706	東区馬出1-8-1	641-8131	
	香 椎	813-8681	東区千早6-2-1	661-1031	
	福 岡	810-8689	中央区天神4-8-28	771-1151	
	西福岡	814-8602	早良区百道1-5-22	843-6211	

※税務署におかけいただいた電話は自動音声でご案内しますので、案内に従って番号を選択してください。



119番だけでFAX通報できます。

☆ 消防FAX通報カード ☆

福岡市消防局災害救急指令センター

FAX : 119

あてはまるものに○をつけてください。

<p>かじ 火事</p> <p>いま、なにが燃えていますか</p> <p>いま だいどころ その他 () が燃えています。</p> <p>逃げ遅れが います・いません</p>	<p>きゅうきゅう 救急</p> <p>急病・けが</p> <p>症状は?</p> <p>あたま むね はら あし て うで 頭・胸・腹・足・手・腕</p> <p>その他 () が痛いです。</p> <p>() が () です。</p>
---	--

もし何か起こったときはFAXできるように、名前・住所・連絡先などを書いておきましょう。

名前	() 歳 男・女
住所	区 丁目 番 号
かかりつけ病院	
FAX番号	() -
緊急連絡先	電話番号 () - 誰の番号? 父・母・学校・職場・近所の人・その他 ()

